

(報告)

## 第2次京都府子どもの貧困対策推進計画（最終案）について

令和2年3月11日  
学校教育課

第2次京都府子どもの貧困対策推進計画（最終案）について、下記のとおり報告します。

## 記

## 1 計画改定の趣旨・これまでの経過

- 令和2年3月に現計画の期間が満了することに伴い、第2次計画への改定に向けた検討を有識者等による「府子どもの貧困対策検討会」において進めてきた。
- 本年度の改正推進法施行（9月）、国の大綱改定（11月）の内容を踏まえて作成した中間案を12月議会で健康福祉部から報告。その後に募集したパブリックコメントの結果を受けて最終案を作成したところ。

## 2 改定のポイント（概要）

- 「すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指す」とする基本理念及び計画を構成する次の4つの柱については、第2次計画においても維持
  - 1 連携推進体制の構築
  - 2 ライフステージに応じた子どもへの支援
  - 3 経済的支援
  - 4 子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進
- 国の大綱改定の趣旨を受け、「市町村の役割の明確化と連携の強化」、「支援が届いていない又は届きにくい子どもたちへの支援」を追加
  - 国で新たに示された「切れ目のない支援」については、府計画では以前から「ライフステージに応じた支援」という形で位置付けており、引き続き各段階に応じた支援を強化
- 教育に関わる内容では、「地域における教育と福祉の連携体制の強化」として、まなび・生活アドバイザー（京都式スクールソーシャルワーカー）の重点配置や、学校からの相談を一元的に受け付ける市町村福祉事務所等の窓口整備により、支援を必要とする子どもを早期に把握し、必要な支援につなげるための施策を推進
- その他では「ライフステージに応じた支援」として、幼児教育アドバイザーの配置等による「幼児教育の質の向上」・「円滑な幼小接続」、市町村の教育支援センター（適応指導教室）の機能充実による「不登校児童生徒への支援の充実」、支援情報を確実に届けるための「広報・周知の強化」や、高校中退者や中卒者など支援が届きにくい子どもたちにも相談しやすい仕組みの構築等の施策を推進

## 3 今後のスケジュール（予定）

- 3月16日 最終案を議会報告（府民環境・厚生常任委員会）
- 3月下旬 「第2次京都府子どもの貧困対策推進計画」策定



# 第2次 京都府子どもの貧困対策推進計画

～ すべての子どもが将来の夢を実現できる社会の実現を目指す ～

(最終案)

令和2年3月

京 都 府



# 第2次京都府子どもの貧困対策推進計画の概要

計画の位置付け	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に定める「都道府県計画」として策定
計画期間	令和2年4月から令和7年3月までの5年間
計画の進捗管理	PDCAサイクルに沿って実施し「京都府子どもの貧困対策検討会」で点検・評価
計画の基本理念	子どもは「将来を担う社会の宝」という理念に立ち、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指す
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶生活保護世帯・ひとり親家庭は、10年で1.3～1.4倍に増加。母子家庭の半数以上で就労収入は200万円未満</li> <li>▶母子家庭の子どもの5人に1人が子どもだけで食事。母子家庭の小中学生の約40人に1人が夕食を一人で食べる孤食の状況</li> <li>▶家庭の経済状況が学力や高校中退・大学進学率等に影響することから、きめ細やかな学習支援が子どもの社会的自立に繋がる</li> </ul>
当面の重点施策	これまで取り組んできた各種施策を引き続き実施するとともに、当面、次の4本の柱の施策について重点的に実施

## 1. 連携推進体制の構築

### ○地域における教育と福祉の連携の推進

- ・学校を起点に支援に結びつく仕組みの整備
- ・まなび・生活アドバイザー等人材育成の推進
- ・市町村における貧困対策の窓口の明確化
- ・地域ネットワークの強化
- ・きょうとこどもの城づくり事業の推進 など

## 2. ライフステージに応じた子どもへの支援①

就学前

### ○養育環境の早期把握と早期対応

- ・市町村の母子保健・福祉施策との連携
- ・妊娠から子育てまでの包括支援

### ○幼児教育・保育の充実

- ・保育所・認定こども園・幼稚園と小学校・放課後児童クラブ等との連携強化
- ・保育所・認定こども園・幼稚園等の受け皿の整備及び人材の確保 など

### ○教育環境の整備・充実

- ・まなび・生活アドバイザー、スクールカウンセラー等学校における人材の充実
- ・子どもたちに支援情報を確実に届けるための広報・周知の強化

小・中学生

### ○学校における学習・個別支援の充実

- ・小学校入学時の一人ひとりの状況に応じた継続的な支援
- ・不登校児童生徒への支援の充実
- ・「認知能力」と「非認知能力」を育成する学校モデルの構築

### ○地域における支援の充実

- ・相談支援体制の充実(支援を必要とする子どもを確実に支援につなぐ仕組みづくり)
- ・NPO・自治会等との連携による学習できる環境づくり
- ・フリースクール等との連携による不登校の子どもの支援 など

## 2. ライフステージに応じた子どもへの支援②

高校生

### ○教育環境の整備・充実

- ・まなび・生活アドバイザー等専門人材の配置等による教育環境の整備・充実
- ・京都府私学就学支援・相談センターの運営支援を通じた高校中退防止に係る環境整備

### ○学校における学習・個別支援の充実

- ・課題を抱える高校生への基礎学力補習等の実施
- ・不登校児童生徒への支援の充実

### ○地域における支援の充実

- ・相談支援体制の充実 など

支援を必要とする若者

### ○若者への生活支援・就業支援の充実

- ・若者の就職等の支援に関する条例に基づく、若者の就職・定着支援をオール京都府で実施

### ○ひとり親家庭等への支援

- ・ひとり親家庭支援センターの機能強化 など

## 3. 経済的支援

### ○家計を支える親への就業支援

### ○子育てや就・修学等に係る経済的支援

- ・高等教育無償化や給付型奨学金制度を活用した支援
- ・子育てに係る保護者の経済面の負担感を減らすための施策や多子世帯等の支援の充実
- ・「京都式高校生あんしん修学支援制度」の充実

### ○生活安定のための経済的支援

- ・ひとり親家庭に対する経済的支援及び総合的な取組の推進
- ・生活保護受給世帯に対する自立支援の推進
- ・就労・奨学金返済一体型支援事業の推進 など

## 4. 子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進

### ○今後の対策に資する実態把握の調査研究等

- ・今後の施策反映のための子どもの貧困の実態調査

# 目 次

<b>I はじめに</b>	<b>1</b>
1 計画改定の趣旨	1
2 計画の期間	2
3 計画の進捗管理	2
<b>II 計画の基本理念と基本的視点</b>	<b>3</b>
1 基本理念	3
2 基本的視点	3
<b>III 子どもの貧困に係る現状と課題</b>	<b>4</b>
1 子どもの貧困率の推移	4
2 生活保護世帯・ひとり親家庭の状況	4
3 貧困が及ぼす子どもへの影響	7
<b>IV 重点施策</b>	<b>11</b>
1 連携推進体制の構築	11
2 ライフステージに応じた子どもへの支援	13
3 経済的支援	21
4 子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進	22
<b>V 重点施策体系</b>	<b>23</b>
重点施策の体系図	23
<b>VI 参考資料：用語解説</b>	<b>26</b>
<参考> ① 子どもの貧困に関する指標一覧	27
② 子どもの貧困対策の推進に関する法律	30
③ 子供の貧困対策に関する大綱(概要)	33

## 1 計画改定の趣旨

子どもの相対的貧困率は平成24年の過去最悪の16.3%から平成27年には13.9%と12年ぶりに改善したものの、依然として子どもの7人に1人が平均的な所得の半分を下回る額の世帯で暮らしています。

国においては、子どもの将来がその生まれ育った環境において左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに成長する環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(以下「推進法」という。)が平成26年1月に施行され様々な取組が進められてきました。

さらに、令和元年6月に推進法が改正され、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることとされ、市町村における積極的な取組が求められることになりました。

また、推進法第8条の規定により、子どもの貧困対策に関する基本方針、子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた当面の重点施策等を取りまとめた「子どもの貧困対策に関する大綱」(以下「大綱」という。)が令和元年11月に見直されたところです。

京都府においては、平成26年度に「京都府子どもの貧困対策推進計画～すべての子どもが将来の夢を実現できる社会を目指す～」を全国に先駆けて策定し、これまで本計画に基づき全国でもトップレベルの支援を実施してきたところです。

しかしながら、生活保護世帯やひとり親家庭が増加しており、生活保護世帯の子どもの高校・大学への進学状況、ひとり親家庭における子どもの保育所への入所や親の所得等において依然として厳しい状況が見られます。

このような中、現行の京都府子どもの貧困対策推進計画の計画期間が、令和2年3月で満了することに伴い、推進法や大綱の見直し及び現在の子どもを巡る社会状況を踏まえるとともに、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現に向けた教育の支援、生活の支援、経済的支援等の施策を、教育・福祉・労働等の各機関が協働し、現行の計画をより一層の実行性を持った計画とするため見直しを図るものです。

また、本計画は、子ども・子育て支援法等に基づく都道府県計画である「京都府子ども・子育て応援プラン」と整合を図るとともに、計画に基づく取組に当たっては、子どもの貧困対策に取り組むすべての知事部局と教育委員会、市町村及び関係機関が連携して進めることとします。

## **2 計画の期間**

本計画は、令和2年4月から令和7年3月までの5年間とします。

## **3 計画の進捗管理**

- (1) 本計画に記載した施策については、基本的にPlan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)のサイクルに沿って実施し、学識経験者、学校関係者、子育てに関する関係者、就労に関する関係者等で構成する「京都府子どもの貧困対策検討会」において点検・評価を行います。
- (2) 計画期間内であっても、急激な社会変化等により、計画を維持することに不適切な事態が生じた場合には、適宜、本計画を改定します。



## Ⅱ 計画の基本理念と基本的視点

### 1 基本理念

子どもは「将来を担う社会の宝」という理念に立ち、

すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指します。

### 2 基本的視点

- すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、子どもの最善の利益が優先され、社会の担い手として活躍できるよう総合的に推進
- 義務教育を終えた後の社会的自立のできていない若者など支援が届いていない、又届きにくい子どもに対する社会的自立に向けた総合的な取組を推進
- 貧困の世代を超えた連鎖を断ち切り、子どもが健やかに育つ社会を確保するために、経済的に困難な家庭に対する包括的支援の推進
- 学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけるとともに、妊娠、出産期から社会的自立まで、子どもの成長・発達段階に応じた、切れ目のない支援体制を構築
- 府・市町村はもとより、保育所・認定こども園・幼稚園、学校、企業、施設、NPO等地域団体、ボランティアなどが連携・協働し、子どもの貧困対策を社会全体の取組として推進

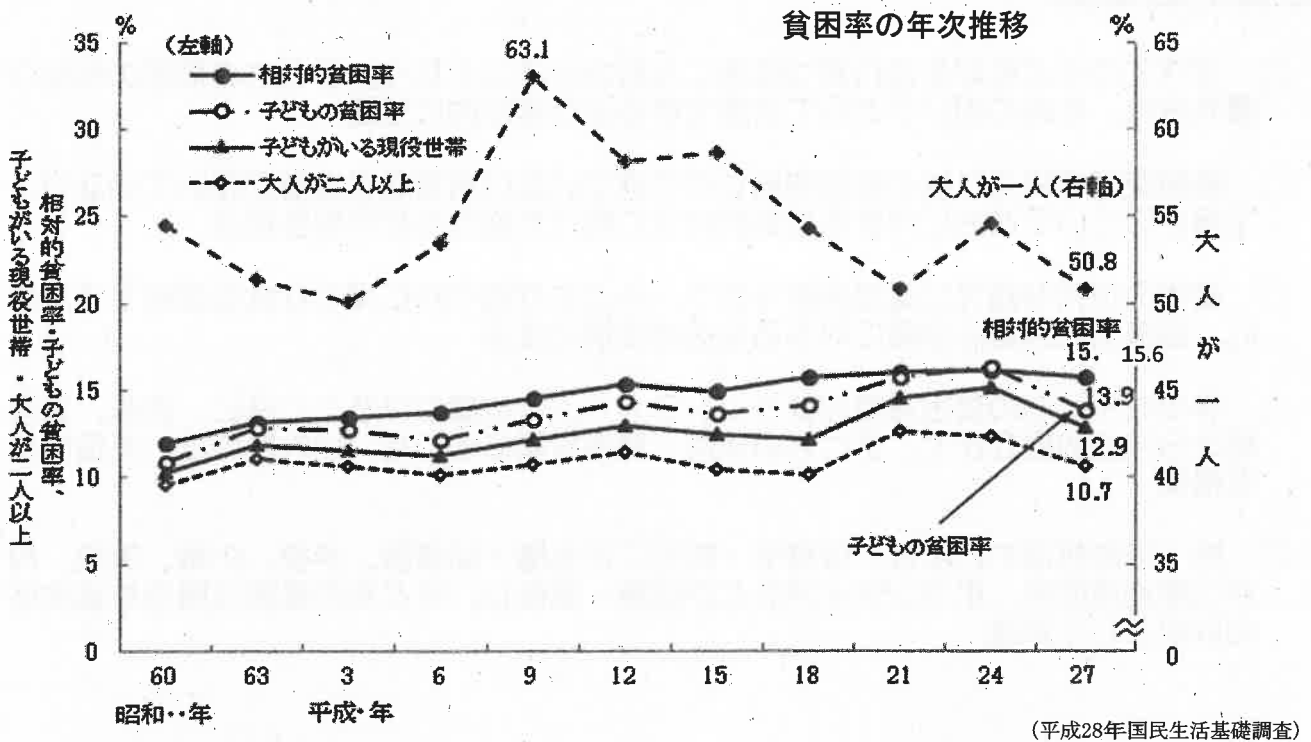
### Ⅲ 子どもの貧困に係る現状と課題

#### 1 子どもの貧困率の推移

- ・ 7人に1人の子どもが貧困世帯で暮らす
- ・ ひとり親世帯の半数以上は貧困世帯

「国民生活基礎調査」によると、相対的貧困率は、前回調査(平成24年)では16.1%であったものが平成27年は15.6%と改善し、これらの世帯で暮らす18歳未満の子どもの貧困率も16.3%から13.9%と、過去最悪を示した前回調査から改善している。

また、子どもがいる貧困世帯のうち、ひとり親世帯の相対的貧困率は50.8%と前回調査の54.6%からやや改善したものの、大人が2人以上いる世帯に比べて依然として高い水準となっている。貧困率が改善した要因は、雇用環境が改善し、子育てしながら働く女性が増えたためと考えられているが、経済協力開発機構(OECD)加盟国の「子どもの相対的貧困率」の平均を上回っている状況。



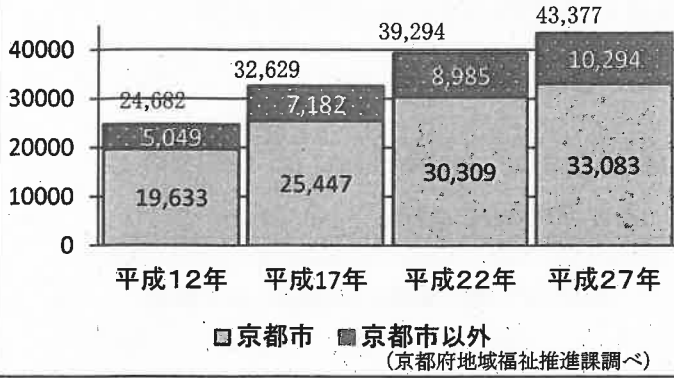
#### 2 生活保護世帯・ひとり親家庭の状況

##### (1) 世帯数の推移及び就労収入

- ・ 生活保護世帯・ひとり親世帯は、平成17年からの10年で1.3~1.4倍に増加
- ・ 母子家庭の半数以上で就労収入が200万円未満

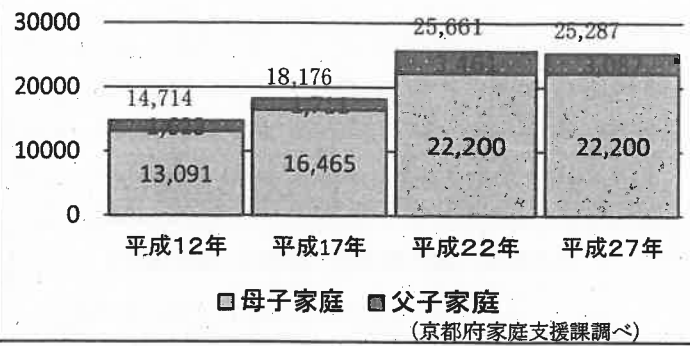
府の生活保護受給者は、令和元年11月時点で5万6,679人、世帯数は5万6,952世帯、保護率は〇〇%と、依然として高い水準となっている。また、京都府におけるひとり親家庭は平成17年からの10年間で1.4倍に増加した。

### 京都府における生活保護世帯の推移



### 京都府におけるひとり親家庭の推移

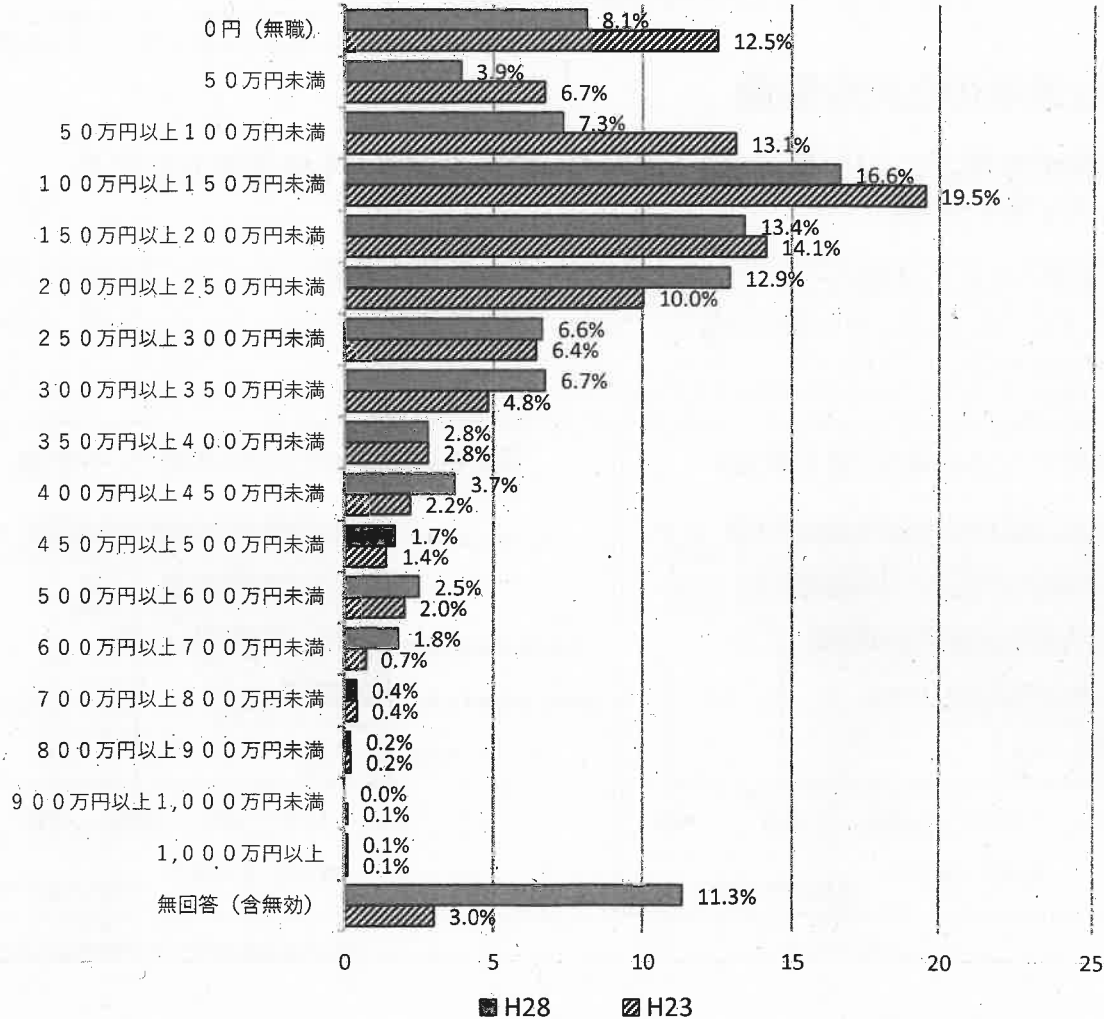
(国勢調査)



平成28年度京都府母子・父子世帯実態調査によると、母子家庭の平均年間就労収入は209万円と、前回(平成24年度)から39.6万円増加したものの、就労以外の平均収入(手当等)は50.7万円と合わせても259.7万円しかなく、また、200万円未満である世帯が55.6%と半数以上であり、依然とて厳しい状況にある。

また、父子家庭の平均就労収入(358万円)との差が約150万円あり、父子家庭と比べても母子家庭は特に収入が少ない状況にある。

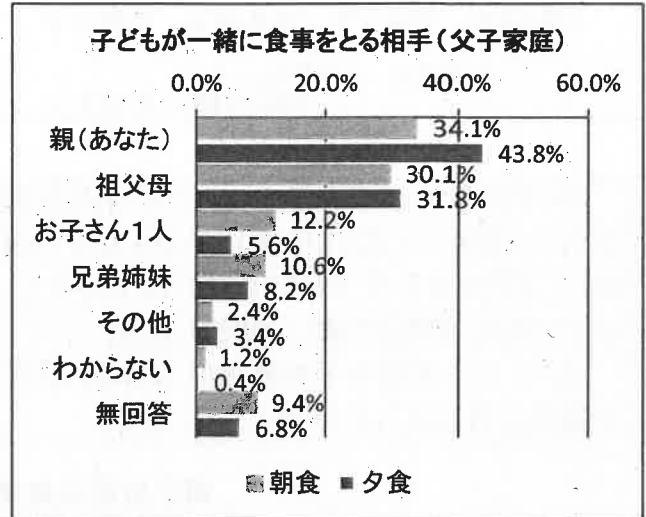
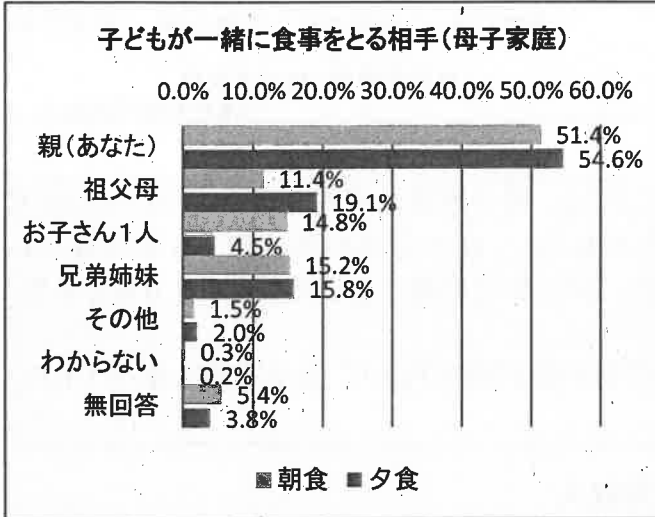
### 母子世帯の年間就労収入



## (2) 食事の環境

- ・ 母子家庭の子ども5人に1人が子どもだけで食事
- ・ 母子家庭の小中学生の約40人に1人が夕食を一人で摂っている孤食の状態

子どもの食事相手について、母子家庭では子ども一人または兄弟姉妹と回答した割合が朝食30.0%、夕食20.3%と2割を超えており、子どもの5人に1人が子どもだけで食事をしている状況。そのうち、末子が小中学生の家庭で、夕食を子ども一人で食べている割合は2.4%となっており、小中学生の約40人に1人が夕食を一人で摂っている孤食の状態にある。

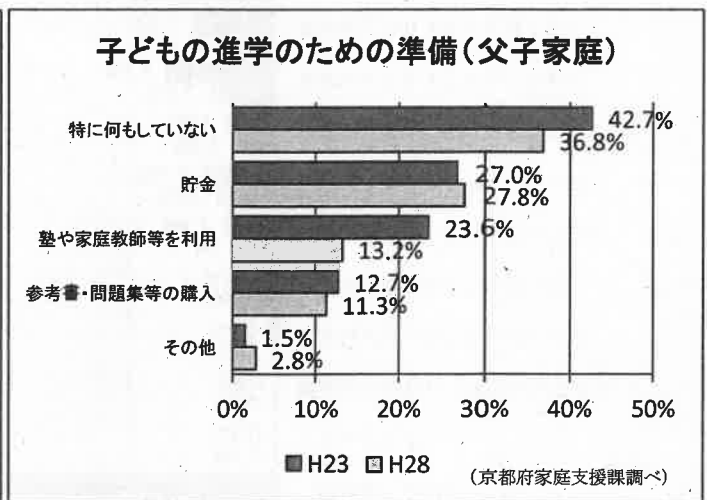
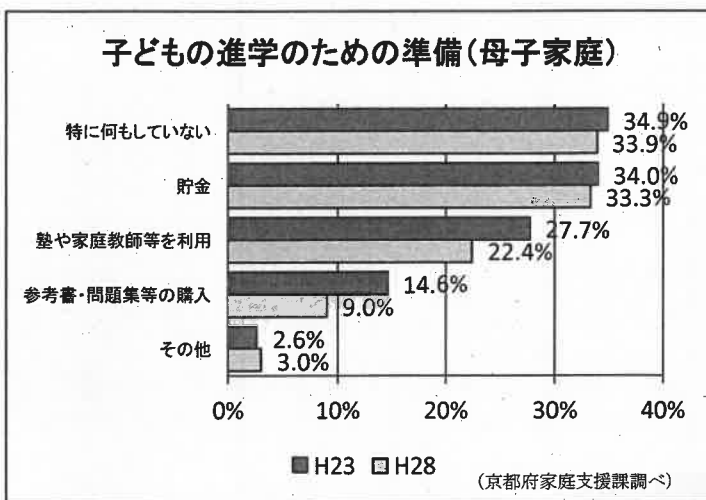


(平成28年度京都府母子・父子世帯実態調査)

## (3) 子どもの進学のための準備

- ・ 主に経済的な理由により、母子・父子家庭の3割以上が子どもの進学のための準備をしていない状況

子どもの進学のための準備について、母子・父子世帯の3割以上(母子33.9%、父子36.8%)が特に何もしていない状況。その理由として、大半の世帯が経済的に厳しいためと回答。(母子88.7%、父子70.5%)



(平成28年度京都府母子・父子世帯実態調査)